

○インターネット異性紹介事業者に対する指示

(第 15 条第 2 項第 1 号)

改正 平成 26 年 3 月 20 日 平成 29 年 3 月 22 日

令和 4 年 4 月 1 日

処分基準

令和 4 年 4 月 1 日作成

法令名	インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律
根拠条項	第 15 条第 2 項第 1 号
処分の概要	インターネット異性紹介事業者に対する指示
原権者(委任先)	岡山県公安委員会
法令の定め	
処分基準	別紙「インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律に基づく指示の基準」のとおり
問い合わせ先	生活安全部生活安全企画課許可等事務管理室

別紙

[別紙参照]